

特定秘密の保護に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 特定秘密の保護に関する法律の施行日を別に法律で定める日まで延期するものとする。

(特定秘密の保護に関する法律附則第一条関係)

二 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

三 その他所要の規定を整理すること。